

藩政基本資料としての地方しかた絵図—萩藩の村図・郡図・小村こむら図—

川 村 博 忠

一、はじめに

いかなる時代においても中央、地方と問わず、行政府は行政上の基本資料として統治域内の地図を必要とする。今日、県庁や市町村役場がいずれも管内図を持っており、都市計画や道路整備などの実務に管内の大縮尺図を利用すると同様、藩政期においても諸藩は藩政上の基本資料として封域の地図を保有し、実務用の各種地図を作成した筈である。

萩藩の場合は毛利家文庫を中心に藩政資料が比較的豊富に現存しており、その中には絵図類を多数含んでいる。萩藩が作成した多種類の絵図の中で、とくに防長両国の全域にわたって作成され、藩政の基本資料として重用されたと考えられる村図、郡図、小村図の具体的内容を紹介し、それによってわが国近世諸藩での行政資料としての地図の整備状況を把握しようとするものである。

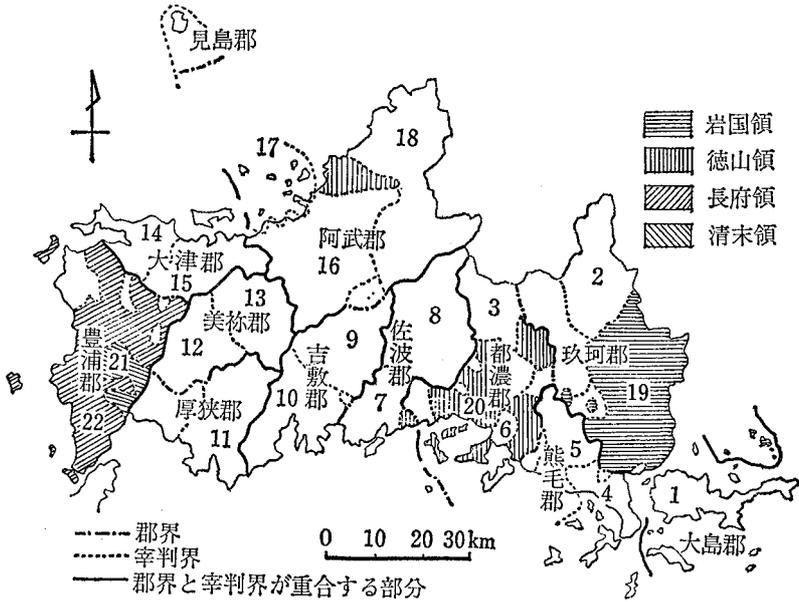


図1 萩藩の宰判支藩区分

(図中の数字は表2の宰判，支藩番号に一致する)

二、萩藩近世絵図の概要

江戸時代に周防、長門両国を支配した萩藩では随分沢山の絵図を作成しており、それらの多くが今日まで現存していることに特色がある。徳川政権の発足時に防長には毛利氏が封ぜられて以来、明治維新まで、江戸時代を通じて大名の更迭がなかったことと、第二次大戦でも戦災に遭わなかったことなどの条件に恵まれたためである。

萩藩では当初から領内の東西両端に岩国と長府両支藩を配したほか、藩政初期の元和三年（一六一七）には都濃郡に徳山藩を新設、さらに承応二年（一六五三）には長府藩から清末藩が分家、それ以降、明治維新まで防長両国は萩本藩領と支藩の岩国、長府、徳山、清末領に分けて支配された。本藩領は実務行政上、十八の代官支配区（宰判）に区分され、各宰判には行政役所である勘場（さいは）が配

置されていた。従って、藩政期防長兩國の基本的な行政区分は十八宰判と四支藩領の計二二区であった(図1)。

防長兩國に関する藩政史料の主要な所蔵先は、①山口県文書館(毛利家文庫、県庁伝来旧藩記録、一般郷土資料など)、②岩国市立岩国徴古館、③下関市立長府博物館——である。近世地図が最も多いのは山口県文書館で、中でも毛利家文庫にはかつて萩藩主が所持し地図の主要部分が入っている。藩政用の各種地図のほか世界図、日本図、国内諸国図など多方面に及んでいる。県庁伝来旧藩記録中の地図類は幕末、明治初期の作成で実用性の高いものがまともっている点に特色がある。藩政期作成地図のうち実用性のあるものが県庁へ移管され、それに維新後作成の地図を加え「袋入絵図」として一轄されている。また、県庁伝来旧藩記録中でも独立してまとまったものは「旧藩別置記録」として別置されていて、萩藩の誇る村別絵図『一村限明細絵図』もそれに分類されている。

支藩の藩政史料は、徳山藩が主に山口県文書館の「徳山毛利家文庫」、岩国藩は岩国徴古館、長府藩は長府博物館にそれぞれ所蔵されていて、いずれも絵図類を相当量含んでいる。中でも岩国藩の『享保村記』に付属する領内各村の村絵図は注目される。

地元に現存する防長関係の近世地図は多くが手書図である。江戸時代中期以降になると、各種地図が一般向けに木版あるいは銅版によって刊行され流布している。それも安永期頃までは手彩色、天明期頃よりは色刷も作成されるようになってきている。しかし、それら刊行図の版元のはほとんどが京都、大坂に集中し、そのほか江戸と長崎で若干刊行された程度であった。防長では幕末になって、町絵師により装飾用の屏風絵図が富裕な商人などの注文で作成されたようだが、刊行図の発行はなく、民間による地図作成は一般には考えられない。防長の近世地図は、いずれも藩行政にかかわって作成された公用の手書図であった。

表1 藩政用地図の分類

作成目的	(a)幕府への提出図	(b)藩用図
作成方法	(a)見取図	(b)測量図 (c)編集図
内容による 分類	(a)一般図	村図 宰判図(管内図) 郡図 国図 地下図 知行所図など
	(b)主題図	小村図(耕地図) 山図 道筋図 川筋図 開作図 海防図 損所図 論所図など

藩が作成した地図は作成目的、作成方法、内容によって概ね表1のごとく分類できら
 であらう。幕府への提出図は原則としてその控図が藩に保管されている。藩用図は実用
 的観点で作成される場合が多いため、一般には方位を見定め、現地を踏査して目測や経
 験認識に基づく簡略な測量を行い、距離をおおよその分割によって縮めて作図された。
 文化年間に伊能忠敬は全国の海岸線と主要街道を測量し、緯度と経度を測って最初の科
 学的な実測日本図を作成した。江戸後期に至ると、藩用図の作成においても表現様式な
 どに伊能図の影響が出てくるが、一般的にみて作成方法自体には急速な変化はなかつた
 ものと思われる。

内容分類による藩用図の種類は多く、一般図では城下図、村図、郡図、国図などのほ
 か代官支配区域の管内図、家臣の知行地を範囲とする知行所図などが作成されている。
 萩城下図は種類が多く、現存するものでは慶安五年(一六五二)のものが最も古い。正
 保元年(一六四四)の幕命により、正保国絵図と一緒に作成して幕府へ提出した城下図
 の控である。それ以降貞享、元禄、元文、宝暦各年間の萩城下図があり、幕末にはさら
 に沢山の城下図が作成されている。支藩の城下町岩国、長府、徳山でもいく種類かの城
 下図が現存している。

防長両国の瀬戸内では干潟干拓による新田開発が盛んであったことから、開作図が多いのも特徴である。防長は本
 州最西端に位置し、三方を海に囲まれていることから、幕末には沿岸に設けられた遠見番所や台場の配置、水深など

を示した海防図も多く作成されている。

三、藩政地方基本図

一 村図

防長両国の全域五五〇余カ村に及ぶ各村の詳細な絵図が同一の様式と縮尺で統一的に作成されていた。この村絵図は正式には『一村限明細絵図』と呼ばれ、藩政期を通じて唯一の全域的な村絵図であった。置県以降山口県が引継いだ旧藩時代萩藩作成の他誌、地図の調査目録である『旧記細目』⁽¹⁾(明治十八年頃)によると、この村絵図について「旧藩毛利氏絵図方役人井上武兵衛親明命ヲ奉シ、防長両国一村限四隣ノ境目ヲ実地ニ就キテ検査シ、各村交互ニ異論ナキ所ヲ以、地下図、境目書及石高由来書ヲ作ラシメ、庄屋、畔頭等調印シ、享保十一年ヨリ進達セシメタルモノニテ、持来村界ノ確拠之及フモノナシ」とある。

この村絵図事業は萩藩絵図方頭人井上武兵衛の責任で、享保十一年(一七二六)に開始されている。終了年次ははっきりしないが、①村絵図に記載された差出年月の最終が宝暦三年(一七五三)である、②絵図方雇として村絵図作成に従事した有馬喜惣太の雇用が宝暦四年(一七五四)十二月でいったん終り、このとき改めて雇用が継続されている⁽²⁾、③絵図方頭人井上武兵衛の在任期間が宝暦五年(一七五五)までであった⁽³⁾——ことなどから、この事業は宝暦四年に終了したものと推測される。すると、この絵図事業は前後二八年間もの長期に及んだことになる。

萩本支藩の別なく防長全域の村庄屋から同藩絵図方頭人へ、原則として各村一枚に仕立てた村絵図(地下図)と、それに添えた村明細書が提出された。村明細書の表題は「明細絵図添書」「石高付由来書境目書」「石高由来追而境

目書」など、と各宰判支藩領によつて微妙に異なり、記載にも精粗はあるが、内容として①村勢概要、②地名・寺社等の由来、③隣村境目書——を含んでいる点ではほぼ共通している。

村勢概要には村高、蔵入給領別内訳、田畠別内訳、家数、人数、小村小名付、隣村道程、番所、船倉、高札場の所在などが書き出されている。境目書は隣村との境界を詳しく説明したもので、奥書に「右元文三年ノ三月七日当村明細絵図調査上申候処ニ、此度絵図御引合被成、境目書相違之所御座候ニ付、此度前書之通隣村申談地下詮議仕、隣村出入等少しも無御座、愈前書之通ニ御座候ニ付、奥書仕差上申候所如件」（豊浦郡粟野村）の如く、村境を隣村と確認し合った上で絵図を作成した旨を記し、村役人が連判している。

膨大な量の『一村限明細絵図』は明治維新のあと、地方行政資料として関連の村明細書とともに山口県庁に移管された。村明細書は一村ごとの綴りで扱いにくく散逸の恐れもあったため、明治一〇年代に内務省地理局の『皇国他誌』編輯に関連して原本が書写され、同十八年（一八八五）に全体を九八巻に編冊、それに「地下上申」の表題がつけられた（4）。

成立過程 『一村限明細絵図』は原則として二種類が作成された。最初、各村から藩絵図方へ個々の村絵図が差出され、絵図方はそれを下図として正式の村絵図を清書した。各村から差出された下絵図を「地下絵図」（地下図）と呼び、絵図方で清書したものを「清絵図」（清図）と呼んで区別している。

地下図には原則として各村庄屋の名前と差出年月が記載されているので『一村限明細絵図』全体の成立経過を知ることができる。ただし、一八宰判のうち上関、徳地両宰判管内の地下図は差出年号が記されておらず、その作成年を知ることが出来ない。

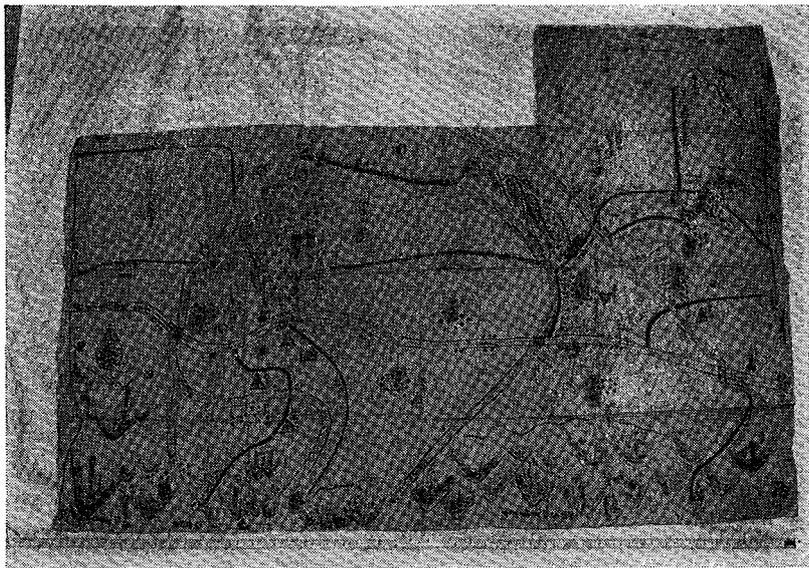


写真1 『一村限明細絵図』，吉敷郡賀川村
(小郡宰判) 地下図，享保13年差出

地下図の差出年号は享保十二年(一七二七)から宝曆三年(一七五三)までの前後二六年間に及んでいる。提出の順序を検討すると、各村まちまちではなく、およそ宰判支藩領別にまとめて順次作成されていたことが分る(5)。それは地図作成の要領を心得ない村役人に作成をまかせても下図として役立つ村絵図は期待できないため、建前は村からの差出ではあっても、実際には絵図役人が現地を廻って作成を指導したり、あるいは自ら作成したりしたためであろう。地下図全体のうち差出の最も早いのは、豊浦郡長府領八道村絵図(享保十二年十二月)である。だが、長府領においては同年に差出された地下図は他になく、本図は絵図様式、色調でも他の長府領内地下図とは異っており、例外的存在である。

地域的まとまりをもって差出年号の最も早いのは小郡、山口宰判の各村で享保十三年(一七二八)五月(6)、次いで先大津、前大津宰判の同年九十月、吉

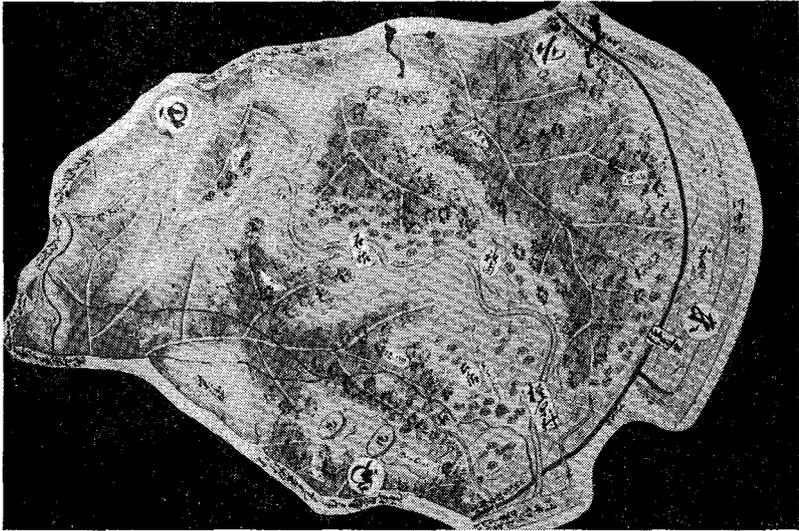


写真2 『一村限明細絵図』、豊浦郡楯原村
(長府領) 清図

田宰判の同年十十一月、舟木宰判北半分の翌十四年四月、美禰宰判の同年八九月の順である。吉田、舟木、美禰宰判内諸村からの差出時期に一致して長府、清末領の数カ村からも地下図が差出されている。絵図役人が前記宰判内を廻村したついでに近隣の長府、清末領の村をも廻ったのであろう。

享保十三十四年の二年間に絵図役人の廻村は前後五回に及んでおり、それによって吉敷、美禰、大津郡のほぼ全部と厚狭郡のおよそ半分、豊浦郡の一部、合せて一〇〇枚近くの地下図が作成されたものと判断される。そのあと四年間は地下図の差出が全くなく、享保十九年(一七三四)になって舟木宰判南部の諸村、元文元(一七三六)～二年に大島宰判、同三年に熊毛宰判、同四年に長府・清末領、同五年に当島、浜崎宰判の諸村からそれぞれまとめて地下図が差出されている。絵図役人の廻村をまわって、各地域ごとに一挙に地下図が作成されたものと考えられる。

これに対して寛保年間以降、つまり絵図事業の後期に至

ると、各宰判支藩内諸村からの地下図の差出期間が間伸びしている。徳山・岩国領、奥山代・前山代・奥阿武宰判などでは絵図役人の廻村が小刻みとなり、宰判ごとに地下図を一挙に作成した従来の要領とは異なって、同宰判内でも数度に分けて作成されている。廻村の際に絵図役人が実際に村境を見分するなど村ごとの地下図作成に日数を要したためである。

地下図作成の全体的経過をみると、最初は防長両国中央部の小郡、山口宰判より着手、西へ進み長門部で早く、次いで周防東部へ移り、最後は長門北東端の奥阿武宰判で終っている。清図は防長全村の地下図が出揃うのをまわって作成されたのではなく、地下図差出のあった地域ごと順次完成されていった。

村明細書(『防長地下上申』)に登載の村数は五五一カ村であるが、小さい村では二〜三カ村を一枚図に仕立てている例も少なくないので、『一村限明細絵図』の総枚数は実際の村数より少ない筈である。

ところで、この村絵図の事業はおよそ三〇年もの長期に及んだものの、この期間中に防長全村の清図が完成した訳ではなかったようである。山田稔はこの絵図事業終了後、およそ一〇年を経た明和二年(一七六五)の記録『諸役所控目録』によって、当時絵図方に保管されていた『一村限明細絵図』は地下図四八八枚、清図二九八であることを指摘し、そのとき未完成であった奥阿武、徳地、都濃、前山代宰判管内の清図八三枚はそれ以降に作成、追加されたものであることを明らかにしている(7)。

該当の地域は地下図の作成が遅れ、絵図方への差出が寛延、宝暦期にずれ込んだ宰判管内に一致している。これらの地域の地下図は絵図役人が庄屋らの案内で実地に村境を見分して自ら作成しており、切型図の形態をはじめ規格、絵図様式が清図と同じで、それとほとんど遜色のない出来映えである。従って、この絵図事業では終始一貫、各村の地

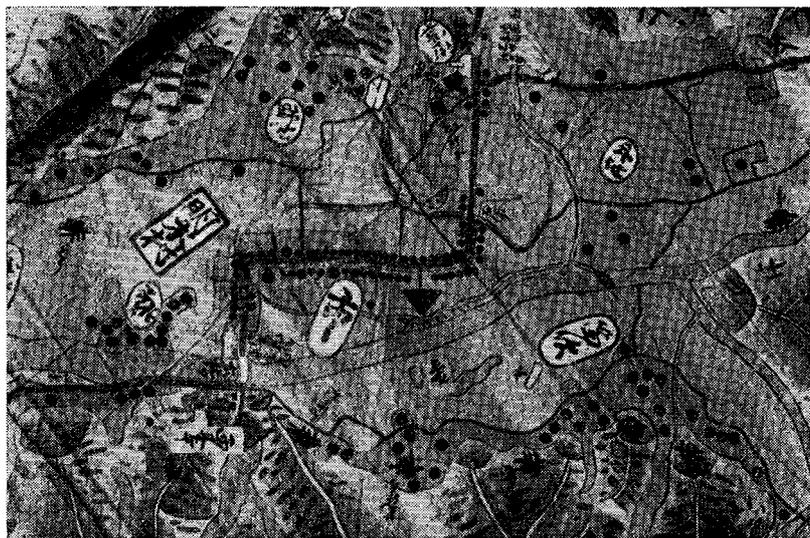


写真3 『一村限明細絵図』，阿武郡明木村（当島宰判）の部分，
上は地下図（元文5年差出），下は清図

下図と清図を段階的に作成し、両図揃ってはじめて『一村限明細絵図』を完成させたのではなく、後期に至っては最初から丁寧な地下図を作成して、それで清図を兼ねさせる便法を採用したものとみなされる。

様式・内容 清図は規格、様式がほぼ統一であるが、地下図の場合は宰判支藩別にかんがりのバラエティーがある。清図はすべて村の外周を境界筋で切り抜いた切型図の形態で統一されており、いろは文字の合紋あいまんによって隣村の絵図を順次に接合できる形式になっている。各村の絵図を継ぎ合せていくと、理論的には村図↓宰判・支藩図↓郡図↓国図が合成されることになる。継合絵図であるため、村絵図はすべて一寸一町（三六〇〇分の一）の同一縮尺にて作成されている。村絵図の大きさと形状は村の実態に即応して様々であるが、差渡し一〜二メートル程度のものが多く、中には長辺で三メートルを越すほどの大きいものもある。

図中の方位は丸枠の中に胡粉を塗り、それに「東」「西」「南」「北」の文字を記して示される。描写手法、色調も統一である。山地は薄墨色で塗り、山頂に印をおき、尾根筋に白線を生かして斜面の立体感を彩色の濃淡で表現する効果的な描写手法が特徴である。山地と田島、屋敷地、河海、池塘が明瞭に色別されている。山河、道路、人家、社寺、御米蔵お米くら、番所、一里塚、高札場など自然と人文の諸要素が綿密に俯瞰描写され、近世村落の空間構成がいかによく表現されている。

村と小村の地名は方形と小判形で区別、社名は短冊形の枠内にそれぞれ胡粉を塗って記入されている。村高、給領主名および給領高、村の堅横里数、隣村道程などの目録を掲げる場合は、一般には図中に記載せず、張紙に記して貼っている。切形を入れた村の外周は白地で狭く縁どられ、各所に境目注記があって本図の特徴ともなっている。

地下図は各宰判支藩ごとにかんがりの共通性はあるが、全体的には統一性を欠いている。とくに差出時期の早いもの

と遅いものでは規格、様式に相違が生じ、描写、彩色にも精粗の差が大きい。地下図は描画は粗雑であっても、清図のための下図であるため、基本的に必要な内容は網羅している。

地下図全体のうち絵図方への差出が一番早かった山口、小郡宰判管内の地下図が最も粗雑である。図面に村の方位を東西南北の文字で定め、仰見図的表現による単彩色絵図である。道筋を茶色で引き、人家を黒丸点あるいは丸印で表す。神社には四角、寺には三角形の記号を用い、枠内を茶色で塗りつぶしている。山地はねずみ色にて薄く着色するのみである。田畠は色別によらず、図中に「田」「畠」の文字を記して区別している。外周の切抜きはなく、図面の片隅に村の堅横里数、庄屋名、差出年月日を記入する。図中の地名筆記も雑で、清図作成のための下図としての性格が歴然としている。

地下図は事業の経過に伴い段階的に変化し、次第に出来映えが良くなっている。既に元文三年（一七三八）差出の熊毛宰判の地下図は全部が清図と同じく切型仕立であって、いろは文字の合紋により管内全体の継合せができる形式となっている。ただし、図中の人家の表現は、清図では家の形をした印形を押しして図示するのに対して、これらの地下図では単に丸印にて示している。さらにそれ以降、寛保・宝曆期差出の岩国、徳山領、奥山代、前山代、奥阿武卒判の地下図は色調こそ他の地域の清図とは異なるものの、切型の規格をはじめ絵図様式まで清図とほとんど遜色のない仕上げである。

村絵図の接合 村の周囲を切抜いた切型の『一村限明細絵図』を順次つないでいけばどの程度の精度で接合し、全体がどのような形態になるかは、この村絵図に関心をもつものの誰しもが知りたい願望であった。しかし、この村絵図を所蔵する山口県文書館の閲覧室は狭くて、数カ村の絵図を同時に広げることさえ困難で、まして現存数が三七五

枚にも及ぶ清図全部の継ぎ合せを試みることは個人的には到底不可能であった。ところが思いがけずもNHKの企画によって、この村絵図継ぎ合せの夢が実現することになった。まさしく千載一遇の機会であった。

昭和六一年（一九八六）十二月に山口放送局が正月向けの「でっかい」仕事として、防長両国の『一村限明細絵図』の継ぎ合せを企画した。同月廿四日、山口大学近くの県立高校の体育館で筆者も立ち合って、村絵図を順次につなぎ合わせる大仕事が進められた。その結果については既に山田稔氏による報告があるので⁽⁸⁾、ここではその要点を述べにとどめる。

地下図の作成は絵図方役人の廻村によって原則として宰判、支藩別に進められたことから、切型の清図を順次つないでいけば宰判、支藩単位ではうまく継ぎ合さるものと一般には考えられていたが、大方の予想は裏切られ、むしろ郡単位でよく継ぎ合さることが判明した。同一宰判内でも郡界線で分けられる個所では村絵図がうまく接合せず、他方、宰判は異なっても同一郡内であればうまく接合することが実証された。

郡境を越えて一カ村だけ吉敷郡の山口宰判に組み入れられていた阿武郡篠目村は、同宰判内の隣村仁保村との継ぎ合せが全く不可能である。山口宰判内では篠目村のみが地下図の作成時期が他村とは異なっていた。同宰判内の諸村は他に先がけて享保十三年（一七二八）五月に一斉に地下図を絵図方へ差出しているが、篠目村だけは別扱いとなっていて、それから二四年も経った宝暦二年（一七五二）に差出している。

また『防州六郡之内吉敷郡村双検之次第』⁽⁹⁾、『玖珂郡吉敷絵図村双いろは相紋』⁽¹⁰⁾は、それぞれ吉敷郡と玖珂郡の一村限明細絵図の継ぎ合せ順序を示す合紋凡例図であるが、前者には篠目村を含めず、後者では岩国領をも含めており、いずれも文字通り郡単位であって、村絵図の構成が宰判支藩別ではないことを窺知できる。吉田宰判では厚保村

(美禰郡)と吉田村(厚狭郡)のつながりが悪く、前大津宰判では地吉村(豊浦郡)と俵山村(大津郡)での齟齬が著しい。いずれも郡境の場所である。

絵図役人が村々を廻って地下図を作成したとはいえ、とくに事業の前期においては一日一村の割合で廻村したことを考えると、隣村との境界が十分測量されたとは到底考えられない。村の輪郭など大方は既存図を参考にしたものと同様に推測される。防長兩國の国別の輪郭は既に慶長国絵図において不十分ながらも形が整い、その後寛永、正保、元禄期の図絵図によって順次その精度は増していた。図絵図は正保以降、縮尺六寸一里(二万一六〇〇分の一)に基準が定まっていた、きわめて大型の大縮尺図である。内容は郡村単位での作成を特徴としていた。それには郡界線が明確に引かれており、各郡の輪郭は図絵図レベルでは藩政初期から当然把握されていた筈である。

元禄図絵図の調進に際して、江戸幕府はとくに隣国との絵図突き合せを重視した。国境筋を隣国と照合するため、境筋を切り抜いた縁絵図が作成され、幕府絵図役人の前で隣国双方より突き合せて、うまく継ぎ合うかどうか確認された。諸国の国絵図を順次に継ぎ合せて日本総図が作成されたのである⁽¹¹⁾。

防長全国の『一村限明細絵図』作成の発想も、元禄国絵図の方法と同様であったと推測される。国絵図が実際には各藩ごとに作成されたものの、最終的には国郡単位で付上げられたのと同様、防長の村絵図も宰判支藩別に作業は進められたものの、基本的には村図↓郡図の構成を念頭に置いたものであったと推測される。幕藩体制下の藩行政においても、基本的には村図、郡図、国図の整備が重視されたものと考えられる。

現存状況 山口県文書館の『県庁伝来旧藩記録等仮目録』(昭和六〇年)中の「地下上申絵図目録」によると、『一村限明細絵図』(『地下上申絵図』)の総数は一三二二点である⁽¹²⁾。その中には地下図四八七枚、清図三七五枚

表2 『一村限明細絵図』の現存状況

宰判名	村数	現存枚数	
		地下図	清図
1. 大島	29	35	26
2. 奥山代	16	16	16
3. 前山代	22	22	23
4. 上関	21	20	0
5. 熊毛	28	28	28
6. 都濃	14	12	11
7. 三田尻	18	8	8
8. 徳地	25	25	25
9. 山口郡	21	27	16
10. 小郡	13	8	0
11. 船木	28	23	24
12. 吉田	17	16	16
13. 美禰	11	11	10
14. 先大津	13	11	11
15. 前大津	12	14	13
16. 当島	16	16	17
17. 浜崎	6	5	5
18. 奥阿武	22	21	22
19. 岩国領	86	56	56
20. 徳山領	29	29	1
21. 清末領	14	14	1
22. 長府領	90	70	46
合計	551	487	375

(注) 村数は『地下上申』の「町村沿革一覽」を用いて数えたもの

のほかに副図(清図)の複製図ないしは未完のもの、新図(明治初年に地下図補充のため清図を複製したもの)、写図(主として昭和十三年に山口県史編纂所による複写)を含んでい

る。地下図および清図の宰判支藩別現存状況は表2の通りである。

藩政期の絵図方による『一村限明細絵図』の保管状況は『諸役所控目録』(13)(明和二年)の記載によると地下図四八八枚、清図二九八枚であった。明治初期の『旧記細目』(14)(明治十八年頃)によると地下図四八八枚、清図三八一枚であり、地下図の数量に変化はないが、清図に八三枚の増加がある。明和以降の江戸後期に地下図を清書して追加されたのであろう。明治以降、地下図一、清図六枚を失っているが、全体としての保存状況は良好である。

藩政期に萩藩が作成した地誌、地図類うち主要なものは、置県以降、山口県庁がそれらの保管を引き継いだ。『旧記細目』巻之一は「一村限明細絵図」とそれに添えられた「石高境目由来書」をはじめ、「風土注進案」「土図」などの収蔵目録である。明治十八年(一八八五)七月、明治天皇の山口行幸の際、これらの地誌と地図類が整理されて

天覧に供されている。「新図」と称するものは、その時欠落した絵図を補充するため作成されたものである⁽¹⁵⁾。「副図」と称する清図の複製図ないしは未完成図が一五一枚もの多数現存するが、これについては『旧記細目』には小さい記載がない。藩政期の村絵図作成の過程で生じた予備図や未完成図が残されたものとみられるが、正式には目録には登載されなかったのであろう。現存清図の中に上関、小郡両宰判内のもは皆無で、そのほか徳山、長府、清末各支藩領において欠けている村が多いが、これらの欠落する理由はよく分らない。

二 郡図

江戸時代中期に防長全域の『一村限明細絵図』が完成して以降、萩藩ではそれを基にしてより広域の地図である宰判図や郡図が種々作成されている。山口県文書館蔵の『三田尻絵図』⁽¹⁶⁾、『佐波郡三田尻宰判絵図』⁽¹⁷⁾、『吉敷郡小郡宰判絵図』⁽¹⁸⁾などは各宰判管内図の例であり、とくに『三田尻絵図』は山地の表現方法などからみて『一村限明細絵図』からの編集図であることは明瞭である。各宰判では行政上の必要に応じて独自に管内図を作成したものとみられる。

しかし、萩本藩一八区の宰判図が同時に統一的に作成されたことは藩政期を通じて一度もなかった。それに対して郡区域を単位とする郡図の場合は、幾種類かが防長全域一二郡において統一的に作成されていて注目される。そのような郡図としては山口県文書館蔵の『防長郡別図』⁽¹⁹⁾、『防長両国郡別絵図』⁽²⁰⁾、『防長両国明細地図』⁽²¹⁾、『周防長門十二郡絵図』⁽²²⁾の四種類が存在する。

これら萩藩作成の郡図に共通することは、①製図縮尺(分割)がいずれも二寸五分一厘(五万一千八百四十分の一)程度で作成されている。②個々の図を継ぎ合せることによって防長全図を合成できる継合切型図の形式をなす——こと

表3 防長郡図の類別

仕立様	A. 1郡単位(11枚組)	B. 3郡単位(4枚組)
a. 淡彩地図様式	防長郡別図	防長両国明細地図
b. 極彩絵図様式	防長両国郡別絵図	周防長門十二郡絵図

である。ただし、上記四種類の郡図は一枚の図幅の範囲と図中の表現様式に相違があり、それを類別すると表3のごとくである。図幅の範囲区分では次の二通りがある。

(A) 一郡ごとの作成で、防長両国一二郡全体を一枚組(阿武、見嶋両郡は一枚に合成)とする一郡単位の郡図

(B) 三郡ずつをまとめて一図幅に作成し、防長一二郡全体を四枚組とする三郡単位の郡図
また、絵図の表現様式では次の二通りに区別される。

(a) 水系以外は地形の立体描写を省くか簡略化し、郡村、宰判支藩別の行政区画に主眼をおいた淡彩の平面図的地図様式

(b) 地形の起伏を立体的に描出し、郡別、宰判支藩別に村々を色分けした美麗な極彩の鳥瞰図的絵図様式

(A)タイプの郡図では基本的には一郡一村仕立であるが、見嶋郡は一島一郡の小郡(二カ村)であるため、阿武郡と一緒に作成されている。(B)タイプの三郡単位の郡図では各図幅に含まれる三郡の組合せはいずれも同じである。周防では①大島、玖珂、熊毛、②都濃、佐波、吉敷、長門では③美禰、厚狭、豊浦、④大津、阿武、見嶋——に分けられていて、四枚継ぎ合せると防長全体図が完成する構成となっている。

これら郡図の作成に関する具体的な記録は見出せないものの、図中に示された海岸での開作状況から判断して、四種類の中では『防長郡別図』が最も古いものとみられる。佐波郡田嶋村の大浜塩田開作(明和四年)が図示されている

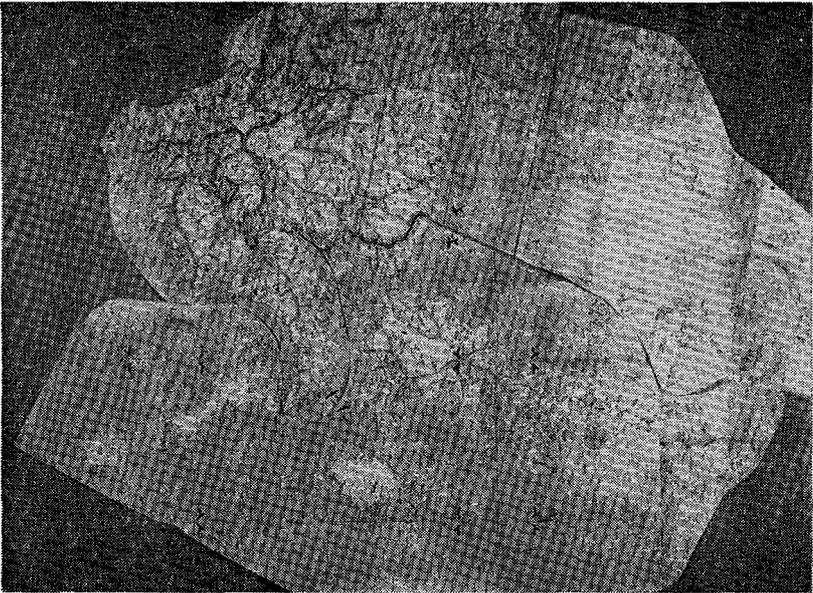


写真4 『防長郡別図』(部分), 大島・玖珂・熊毛3郡継ぎ合せ

のに、同村に前ヶ浜開作(天明七年)が図示されないことからして、本図の作成時期は明和〜天明頃と推定される。『一村限明細図』の村絵図事業終了の直後であるから、本図はそれに関連する藩絵図方による二次的作業として作成されたのではないだろうか。既述の明和二年以降作成の清図の存在を考え合せると、絵図方の仕事は事業期間中に限らず継続していたものと考えられる。

本図は一郡単位仕立、単彩による地図様式の切型図で、いろは文字の合紋で各郡を継ぎ合わせる形式となっている。宰判支藩別、村別の区画が明瞭で行政区分に主眼をおいた郡図である。各村境界の内側を薄色で縁どり、その縁色が宰判支藩別に色別されている。図中に社寺その他記載はなく地名のみを記入する。道筋の市町を街村形態に点描し、一定間隔に一里山の記号を配置する。勘場御茶屋(秋藩の公館)、番所をそれぞれ四角、赤丸、白丸の記号にて図示する。水系は比較的目立つが、山地は尾根筋を細線で薄くひくのみで着色せず、ほとんど立体

感はなく平面図的である。

一郡単位のもう一つの郡図『防長両国郡別絵図』は極彩色で仕上げた美麗な絵図である。地名を記入する村形(村名は長方形、小村名は小判形)が宰判支藩ごとに色別され、村境は黒と白の斑線で区分される。道筋の市町、一里山などの表現は『防長郡別図』の場合に同じである。尾根筋を白く引いた山地の立体描写の技法は『一村限明細絵図』清図の手法に共通している。

本図には前述の佐波郡田嶋村の前ヶ浜開作がはっきり図示されており、明らかに『防長郡別図』より内容が新しい。しかし、佐波川河口左岸には未だ西浦新開作(文政七年)は築立てられていない。厚狭郡の厚東川河口部には「新開作」と記して厚南上開作(天明二年)が図示されるのみで、妻崎開作(文化十四年)はみられない。以上から推定される本図の作成期間は天明七年(一七八七)より文化十四年(一八一七)までの間である。本図は淡彩の『防長郡別図』成立のあと、それを基図にして調製、藩府保管用として美麗に仕上げた清絵図ではないかと考えられる。

『防長郡別図』は防長一二郡のうち大津、豊浦、美禰、厚狭の四郡分四枚が逸失している。『防長両国郡別絵図』は熊毛、美禰、阿武・見嶋の四郡分三枚が逸失している。だが、本図の場合は全く同種の郡図が宇部市立図書館付設郷土資料館にも所蔵されていて、このほうは大嶋、吉敷、大津の三郡分三枚を欠いている。従って、『防長両国郡別絵図』は山口県文書館と宇部市立図書館付設郷土資料館の両所蔵図を補い合えば一二郡分一枚が全部揃うことになる。

三郡単位の郡図『防長両国明細地図』と『周防長門十二郡絵図』は彩色、描法など表現様式が相違するものの、図示事物、地名、注記など内容は全く同じであることから、両図は同時期に關連的に作成されたものと考えられる。両

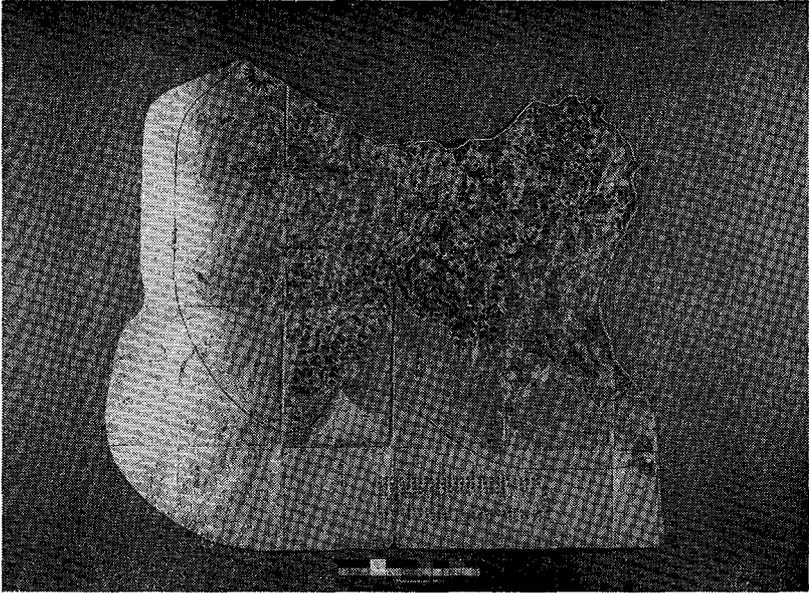


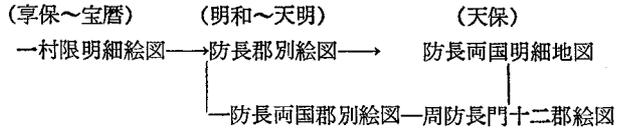
写真5 『周防長門十二郡絵図』, 美禰・厚狭・豊浦3郡図

郡図の各図幅に入る三郡の組合せは両図全く同じで、合紋に従って四枚を継ぎ合せると、いずれも防長両国の全体図が完成する構成である。両郡図とも四枚組の全部が現存していて欠落はない。

三郡単位の両郡図を前記一郡単位の郡図と比較して内容上著しく相違することは、海上に舟路の朱引きがある点である。舟路は「大乘前」と記した外側の航路が大線で、防長の各湊を繋ぐ近海航路が細線でそれぞれ区別して示されている。図面の海上余白には赤間関、三田尻、上関、由宇、萩、須佐の主要湊から他湊への海上則が別々に列記されている。

両郡図の作成時期をさぐるため、図中、海岸部での開作地の状況を概観すると、佐波川河口付近では西浦新開作（文政七年）、小島開作（文政十一年）、真鍋開作（文化十四年）を図示しているが、妻崎沖開作（安政六年）は未だ拓かれていない。厚東川河口部の古開作（弘化四年）も未だ出来ていない。このような新開作の図示状況

表4 防長村図・郡図の系統



から判断すると、両郡図の作成は天保期頃とみなされる。藩政の記録⁽²³⁾によると、萩藩は天保十一年（一八四〇）に絵図方平田弥次兵衛に領内の地図作成を命じているので、恐らく両図はこのとき同人の責任によって調製されたものであろう。両図の編集に際して、前記一郡単位郡図が基図として利用されたことは疑う余地がない。

藩政後期の天保年間防長において、中期の享保～天明期に次いで地図編纂の高揚した時期である。天保八年（一八三七）には江戸幕府の国絵図改訂に関連して、萩藩は元禄国絵図を修正した掛紙改正図を幕府へ提出している⁽²⁴⁾。それに先立つ文化年間には伊能忠敬が防長沿岸部を測量し、さらに二度の九州測量の帰路にはわざわざ別街道を通って防長内陸部の測量を行っている。このような外的事情は萩藩の地図作成にも少なからぬ影響を及ぼしている。最終的に作成された郡図『一周防長門十二郡絵図』にて、合紋兼用で描かれたコンパス・ローズの方位盤や測線らしく屈折をもって表現した道路の描図法などは伊能図の影響として見落せない。

以上の考察で、防長全域の統一的な郡図には一郡単位と三郡単位の二種類があつて、作成時期は一郡単位の郡図が先行することが分つた。さらに一郡単位、三郡単位の郡図とも絵図様式を異にする二種類のもの併存して、様式の相違にもかかわらず内容がほぼ共通することから、両図はそれぞれ関連的に作成されたものと考えられる。

防長全域を村単位で網羅した『一村限明細絵図』が宝暦期に完成したあと、それを基図にして明和～天明期頃に一郡単位の郡図ができ、更に天保期頃に三郡単位の郡図編成へと発展した。(a)タイプの淡彩平面図の様式の郡図は下絵

図的性格をもち、主として行政実務用に利用され、(b)タイプの極彩鳥瞰図の様式の郡図は清絵図的性格をもち、藩府保管用としての機能を有したと推測される。

三 小村絵図(耕地絵図)

萩藩は宝暦十一年(一七六一)から同十三年にかけて領内の総検地を実施した。この宝暦検地に伴い、領内全域において「小村帳」(耕地台帳)とともに「小村絵図」(耕地絵図)が作成された。宝暦検地以前にも萩藩では慶長、寛永、貞享の各年間に三回の検地が行なわれていたが、いずれも耕地絵図の作成はなく、全領域での統一的な耕地絵図の作成は藩政期を通してこのとき限りであった。この耕地絵図は一般には「宝暦小村絵図」と呼ばれていて、内容の詳細さを特徴としている。

宝暦検地は萩藩当職裏判役高洲平七を総責任者、民政に練熟した老功の布施忠右衛門、都野正兵衛を実務責任者として郡奉行、各宰判の代官をはじめ大庄屋、庄屋、畔頭などの地下役人を動員して実施された。この萩藩最後の総検地では蔵入地、給領地の別なく本藩の全領域で地域区分の最小単位である小村ごとに田畠一筆ずつの形態と面積が丈量された。

『宝暦小村絵図』は堅長一定規格の美濃紙(三六×三〇センチメートル)に、小村単位で四至を正し、屋敷地を含め耕地一筆ごとの土地割を具体的に図示した彩色絵図である。各村畔頭(庄屋の下で村内の小範囲を管轄する村役人)の組内ごとに一冊の綴帳に仕立てられており、村内が蔵入地と知行地に分れる場合は別々の綴帳に仕立てられた。絵図面には道路、河川、地塘、水路、荒地などを着色し、耕地一筆ごとに小村内の一連番号を付し、地目、反別、生産高、所有者を明らかにしている。

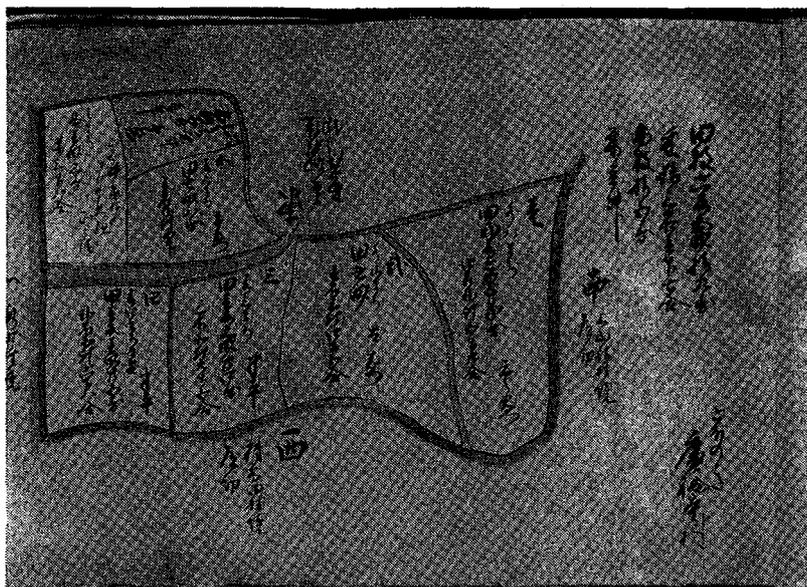


写真6 『宝曆小村絵図』、広福寺村（厚狭郡船木村の内）の図面

この小村絵図は藩政期においてはもちろん、明治期に至っても地籍図（字限図）が作成されるまでは村政の基本的な図面資料として地割の確認や課税などの実用に供されていた。そのため、旧藩時代作成のこの小村絵図が現在でも山口県内の町村役場に存在している例が多く、またかつて村の有力者であった家などにもその写しが個人的に所持されている場合も少なくない。山口県文書館の「山口小郡宰判記録」中には山口、小郡両宰判管内の小村絵図七一点（綴帳）が所蔵されている。そのほか筆者の知る限りでは萩市役所見島支所（旧見島村役場）、吉敷郡秋穂町役場、厚狭郡楠町中央公民館、大津郡油谷町公民館などにそれぞれ関係の小村絵図が比較的まとまって保存されている。

『宝曆小村絵図』の一例として、厚狭郡船木村の一冊について紹介すると、一綴の絵図帳の表紙には題目が「厚狭郡船木村毛秀之助殿御知行所田畠小村八拾三ヶ所絵図」（25）とあり、その下に「物境、青ハ川溝堤、黄ハ

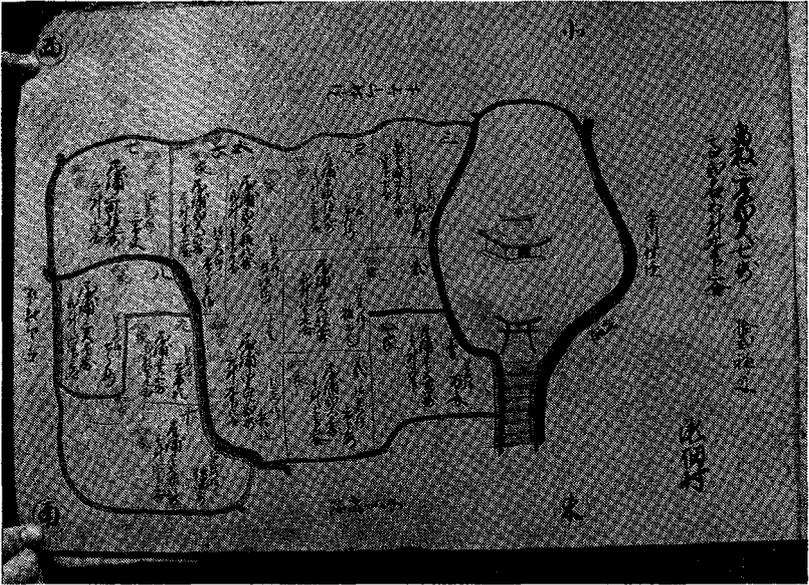


写真7 『宝曆小村絵図』, 瀬畑村 (見島郡見島村の内) の図面

土手、赤ハ道、薄所御蔵入」の色凡例と「庄屋并小都合兼役岩本十左衛門、畔頭徳右衛門、同市十郎」の村投人名が記してある。

最後の紙面には田畠面積と石高、小村数と穂ノ木数を総計し、末尾に「右厚狭郡船木村毛秀之助殿御知行所田畠厚薄、貞享御検地以来年曆を経候ニ付、土地茂片寄不揃有之、御百姓中及困窮ニ居候ニ付、地下為御撫育之小村絵図之御仕法を以石押就被仰付候、小村一村之物切東西南北四方搦其外相形書付、尤穂木別名寄御帳前町教麦田水田之分り、并壹式番付迄相記下絵図被相調、別紙小村御帳調上候辻を以、田頭御見分相済候上、小村絵図共に清書裁仰付候故、田畠畝石共ニ名寄御帳江引合、少茂無相違調上申所如件」と奥書し、宝曆十三年五月の日付で庄屋、畔頭が署名し、さらに大庄屋、代官が証判している。

同綴帳の中から一例として広福寺村の図面をみると、右上に「田数六反五畝拾九歩、米拾三石壹斗七合、畝数

拾五歩、米三升」、右下に「六ほの木、広福寺村」と記し、小村内の田畠面積、石高、穂ノ木（田畠の一団地）数を集計している。全部で七筆の耕地の配置を図示した四方には東西南北の文字で方位を示し、「西、梯木田村境、道切」のごとく各方向で隣接する小村の名称と境界を説明している。

一筆ごとの耕地区画内にはそれぞれ「壹、水八まち、田貳反六畝廿貳歩、四石貳斗五升九合、市右衛門」「貳、水貳まち、田六畝、壹石三斗四升五合、太左衛門」「三、麦三まち、田壹反三畝廿四歩、三石五斗九升五合、半平」などのように記されている。「一」「貳」「三」は小村内耕地の一連番号、「水」「麦」は二毛作の可否を示すもので、「水」は湿田で米作のみの一毛作、「麦」は米麦作付のできる二毛作田であることを示している。「半麦」とある場合は、一毛作田と二毛作田との中間的耕地である。

「八まち」「貳まち」「三まち」などとあるのは八枚田、貳枚田、三枚田を意味する。「まち」は耕地一筆（外畦畔で囲まれる区画）内に設けられた内畦畔に囲まれる耕地のことである。「市右衛門」「太左衛門」「半平」は耕地の所有者と考えられる。図面の左上の一筆は白色で塗られていて他の耕地と区別されている。耕地に番号は付されず「壹まち、畠壹畝三歩、米三升八合、山本権兵衛様、畔頭七左衛門組正兵衛」とあり、蔵入地の畠であることを示している。山本権兵衛は船木村蔵入地の庄屋である。区画内の土地が屋敷地の場合は、写真7の例にみるごとく「屋鋪」として示される。

萩藩の『宝曆小村絵図』のような統一的で詳細な耕地絵図が藩政期に他藩においても整備されていたかどうか筆者は事情を知らない。しかし、当時の耕地絵図については大石久敬『地方凡例録』⁽²⁶⁾（寛政三年）の「検地仕方の補闕耕地絵図認方の事」の項にその雛形が掲載されている。それによると耕地一筆ごとの区画を図示し、田畠の種目、

面積を記すのみである。萩藩の小村絵図では種目、面積はもちろん、その他蔵入給領の別、所有者、生産高、二毛作の可否、一筆内の耕地枚数までも記す精細な内容となっている。

四、おわりに

防長両国においては江戸時代中期以降、領内全域に及ぶ村図と郡図が統一的に作成されていたほか、田島一筆ごとの形状を図示した詳細な耕地絵図が作成され、藩地方行政の実務に重用されていた。そのほか宝暦期耕地絵図作成のあと安永期には同様の規格、様式にて領内の山林絵図が全域的に作成されていた。このような防長での組織的な絵図作成事業は、萩藩の藩政改革に関連したその基礎的事業であったと意義づけられるであろう。

藩政の建て直しを考え、その方策をさぐるために封域の実態を綿密に把握する基本的調査が必要であった。原野、荒地の開発に伴う境界争論の発生、田島売買、地主小作関係の発生など土地所有形態の錯綜化、帳簿と実態の不整合による租税負担の不公平など現実的問題に対応し、本百姓体制を維持して厳正な地方行政を行うためにも正確な村絵図や耕地の図面が必要になったものと考えられる。防長において優れた地誌や地図が作成されたのは、いずれ藩政改革の時期とほぼ一致している。

萩藩絵図方が作成した多くの有用な藩用図の中でも特別に重要な地図は、防長全域を村単位で網羅した『一村限明細絵図』であったことはいままでもない。本図こそ防長地図の基本となり、それ以降の地図編成に大きく寄与している。この村絵図を基図として、藩政中期から後期にかけて村図↓郡単位の郡図↓三郡単位の郡図↓防長両国図と発展し、藩政上の基本地図資料が整備されていった。

小地域の綿密な部分図を作成し、それを継ぎ合せて全体図を合成する地図作成の方法は、江戸幕府が諸国の国絵図より日本総図を編成した発想と同じである。萩藩が領内全域にわたって作成した村図、郡図および両国図はすべて継合切型図の形式で一貫していることに特色がある。このように系統を追って完成した防長両国図は、江戸幕府へ上呈した国絵図よりはるかに精度のよい地図となった。幕末にはこの縮図版も作成され、若干は一般にも流布したようである。

萩藩の地図整備が行政目的から、藩絵図方によって組織的に実施されたことは既に強調した通りである。防長の優れた地図の成立には、実際に地図作成を担当し、そのため長年防長の村邑、山野を跋渉した根気強い地理図師の個人的役割を無視し得ない。防長の誇る『一村限明細絵図』の完成には、有馬喜惣太という傑出した地図巧者の役割が大きかった。

有馬喜惣太は元来、萩藩の御用絵師雲谷等達の弟子として修業したが、絵図方頭人井上武兵衛に見込まれ、元文二年（一七三七）絵図方雇として村絵図作成に起用され、その仕事に従事しているうちに次第に地図作成の技量を伸ばしたものと考えられる。同人は宝暦四年（一七五四）村絵図事業終了後も、絵図巧者として引続き絵図方に雇用され、同十二年（一七六二）には長年の精勤が認められ、わずか一五石の微禄ではあるが、藩士に登用された。萩藩の宝暦十三年以降の『分限帳』(27)によれば彼の職名は「郡方地理図師」である。同藩の職制によると地理図師の職名は同人の採用によってはじめて設けられたもので、以降その職は有馬家の家業となっている。

有馬喜惣太は『一村限明細絵図』のほかにも精細美麗な防長国内の道中絵図『御国廻御行程記』（寛保二年）および萩城下より江戸までの参勤道中絵図『行程記』のうち「山陽道行程記」（明和元年）の作者でも知られている(28)。

さらに晩年の明和四年（一七六七）には防長両国の大型地形模型『防長土図』を作製している²⁹。

この張抜き模型は縮尺五寸一里（二万五九二〇分の一）程度、垂直倍率四〜五倍にてつくられ、全体を一七切に分割、離島一二個を付属させて構成される。全体を組立てると、周防東端から長門西端まで優に五メートルを越すほどの大きさである。有馬喜惣太はこの模型の完成年に六二才で世を去っており、これは彼が最後に執念をかけたライフワークであったと考えられる。長年にわたって多数の絵図を作成した地理図師にとって、防長両国の精密な地形模型の製作は究極の願望であつたらう。

だが、この『防長土図』は藩府が行政上の具体的目的をもつて製作したものではなかった。従つて、藩庫の長持に収納されたまま定期的に払拭されただけで、模型全体を組立てて実際に利用する機会はほとんどなかったとみられる。このように『防長土図』は藩政期にその真価が認められたかどうかは疑問であるが、これ程の精巧な大型の地形模型が国単位のレベルで作製されていたことは、防長をおいて恐らく他に例をみないであらう。

註

- (1) 山口県文書館蔵、毛利家文庫。
- (2) 『有馬喜惣太武春譜録』、山口県文書館蔵、毛利家文庫。
- (3) 『役人帳』十ノ下、山口県文書館蔵、県史編纂所史料。
- (4) 山口県地方史学会編集『防長地下上申』一（マツノ書店、一九七八）巻頭の「解説」参照。
- (5) 川村博忠「近世防長の村絵図・郡図について」『地理』二九—二二（一九八四）、山田稔「地下上申絵図の地下図について

- 『旧記細目』による若干の検討— 『山口県文書館研究紀要』一二（一九八五）参照。
- (6) 山口宰判内のうち篠目村だけは宝暦二年（一七五三）に差出している。郡を異にするためと考えられる。
- (7) 山田稔「地下上申絵図はどうつながらるか」『山口県文書館研究紀要』一四、一九八七。
- (8) 前掲(7)。
- (9) 山口県文書館蔵、県庁伝来旧藩記録「地下上申絵図」一〇六七番。
- (10) 山口県文書館蔵、袋入絵図五四番。本来「地下上申絵図」の中に入るべき図である。
- (11) 川村博忠『江戸幕府撰国絵図の研究』（古今書院、一九八四）参照。
- (12) 山田稔氏は目録の一部修正と「清図」の法量目録を提示している。前掲(7)参照。
- (13) 山口県文書館蔵、毛利家文庫、諸省四〇（一七の七）番。
- (14) 前掲(1)。
- (15) 前掲(5)の山田稔氏論文参照。
- (16) 山口県文書館蔵、毛利家文庫、絵図三一三番。
- (17) 山口県文書館蔵、毛利家文庫、絵図三一二番。
- (18) 山口県文書館蔵、袋入絵図一八五番。
- (19) 山口県文書館蔵、毛利家文庫、絵図二五二番。
- (20) 山口県文書館蔵、袋入絵図二〇番。宇部市立図書館付設郷土資料館蔵。
- (21) 山口県文書館蔵、毛利家文庫、絵図二四五番。
- (22) 山口県文書館蔵、袋入絵図一六一九番。
- (23) 山口県編『山口県文化史年表』（一九六五）参照。
- (24) 川村博忠「天保国絵図・御帳の成立とその内容」『山口大学教育学部研究論叢』第一部、三〇、一九八〇。
- (25) 山口県厚狭郡楠木町中央公民館、郷土資料室蔵。
- (26) 大石慎三郎校訂『地方凡例録』上巻、近藤出版社、一九六九。
- (27) 山口県文書館蔵、毛利家文庫。

- (28) 川村博忠「近世道中絵図『行程記』の内容と成立時期」『山口県地方史研究』五五、一九八六。
- (29) 三浦肇・川村博忠「江戸時代作製の張抜き地形模型『防長土図』『地図』二〇―二、一九八二。